**大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 別表第十九(第五十一条関係)**

**(平九規則七六・平一二規則八七・令四規則八五・一部改正)**

一 騒音に係る届出施設

|  |
| --- |
| 一　金属加工機械イ 圧延機械(原動機の定格出力の合計が二二・五キロワット以上のものに限る。)ロ 製管機械ハ ベンディングマシン(ロール式のものであって、原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)ニ ハ以外のベンディングマシン(ロール式のものに限る。)ホ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)ヘ 矯正プレスト 機械プレス(呼び加圧能力が二九四キロニュートン以上のものに限る。)チ ト以外の機械プレスリ せん断機(原動機の定格出力が三・七五キロワット以上のものに限る。)ヌ リ以外のせん断機ル 鍛造機ヲ ワイヤーフォーミングマシンワ ブラスト(タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。)カ ワ以外のブラストヨ タンブラータ 自動旋盤(棒材作業用のものに限る。)レ 数値制御フライス盤ソ マシニングセンタツ 平削盤ネ 切断機(といしを用いるものに限る。)ナ グラインダー(工具用及び精密加工用のものを除く。亜鉛版用のもの以外は、二台以上であるこ と。)ラ 自動やすり目立機(原動機の定格出力が五キロワット以上のものに限る。)二　圧縮機及び送風機イ 空気圧縮機(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号)別表第一の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)及び送風機(原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)ロ イ以外の空気圧縮機及び送風機(原動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限る。)ハ 圧縮機(空気圧縮機以外のものであって、原動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限る。)三　粉砕機イ 土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が七・五キロワット 以上のものに限る。)ロ イ以外の土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機ハ 穀物用製粉機(ロール式のものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限 る。)ニ ハ以外の食品加工用粉砕機ホ その他の用に供する粉砕機(破砕機及び摩砕機を含む。)四　繊維機械イ 織機(原動機を用いるものに限る。)ロ 紡績機械ハ 編組機(二台以上であること。)ニ 撚糸機五　建設用資材製造機械 |
| イ コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が〇・四五立方 メートル以上のものに限る。)ロ イ以外のコンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除く。)ハ アスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る。)ニ ハ以外のアスファルトプラント六　木材加工機械イ ドラムバーカーロ チッパー(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)ハ 砕木機ニ 帯のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)ホ ニ以外の帯のこ盤ヘ 丸のこ盤(製材用のものにあっては原動機の定格出力が一五キロワット以上のもの、木工用のものにあっては原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)ト ヘ以外の丸のこ盤チ かんな盤(原動機の定格出力が二・二五キロワット以上のものに限る。)リ チ以外のかんな盤七　抄紙機八　印刷機械(原動機を用いるものに限る。)九　ロール機(金属及び食品加工用を除く。)一〇　合成樹脂成型加工機械イ 合成樹脂用射出成形機ロ イ以外の合成樹脂成型加工機械十一　鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)一二　エヤーハンマ一三　走行クレーン(吊り上げ能力が五トン以上のものに限る。)一四　工業用動力ミシン(三台以上であること。)一五　紙工機械(原動機の定格出力の合計が三・七キロワット以上のものに限る。)一六　遠心分離機(直径が一・二メートル以上のものに限る。)一七　集じん装置一八　かくはん機(原動機の定格出力が三・七キロワット以上のものに限る。)一九　電気炉(鉄鋼及び非鉄金属製造用のものに限る。)二〇 ロータリーキルン二一　冷凍機及び空調機(クーリングタワーを有せず、室外機に圧縮機又は送風機を有するものであって、原動機の定格出力が七・五キロワット以上のものに限る。)二二　クーリングタワー(原動機の定格出力が二・二キロワット以上のものに限る。)二三　スチームクリーナー(原動機の定格出力の合計が七・五キロワット以上のものに限る。)二四　石材用の切断機及び切削機二五　オイルバーナ(ロータリーバーナ及びガンタイプバーナを除く。) |

備考

騒音規制法第三条第一項の規定に基づき指定される地域内の同法第二条第二項に規定する特定工場等に設置されるものを除く。